

3 契 第 19 号
令和 3 年 4 月 1 日

入札参加資格登録（工事）業者 各位

会津若松市長 室井 照平
（公印省略）

会津若松市工事請負契約約款の一部改正（前払金使途拡大の継続）に
ついて（通知）

このことについて、国の建設工事における前払金の使途拡大の特例措置の延長に準じ、会津若松市工事請負契約約款の一部を改正し、本市発注工事についても同様の措置を講じることとしましたので、お知らせします。

記

1 改正内容

平成 28 年度から実施している本市発注工事に係る前払金の使途拡大の期間の終期及び払い出しの期限を「令和 3 年 3 月 31 日」から「令和 4 年 3 月 31 日」に改めました。

※ 前払金の使途拡大：現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）について前払金額の 100 分の 25 まで充当することが可能

2 改正後の特例措置の適用対象

令和 4 年 3 月 31 日までに新たに契約を締結する案件（建設工事に限る。）に係る前払金（中間前払い金を含まない。）で、令和 4 年 3 月 31 日までに払い出しが行われるものについて適用します。

（事務担当：契約検査課入札契約グループ 直通 39-1217）